

生産行程管理業務規程

作成日：平成 28 年 12 月 26 日

更新日：令和 7 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒039-2632) アオモリケンカミキタグントウホクマチアサヒキタヨンチョウメ パンチ 青森県上北郡東北町 旭 北四丁目31番地662

名称（フリガナ）：オガワラコギョギョウキョウドウクミアイ 小川原湖漁業協同組合

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 濱田正隆

ウェブサイトのアドレス：<http://www.jf-ogawarako.com/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 11 類 貝類

区分に属する農林水産物等：しじみ

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：オガワラコサンヤマトシジミ 小川原湖産大和しじみ、Lake Ogawara Blackish Water Clam

4 明細書の変更

小川原湖漁業協同組合（以下「当組合」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

小川原湖内においてしじみ漁業を営む場合は、当組合の組合員である必要がある。当組合の組合員は当組合に共同漁業権行使の申込みを行い、当組合からその行使の承認を受ける必要がある。また、当組合では小川原湖内におけるしじみ漁業の方法と制限について示した書面を共同漁業権行使の承認を受けた組合員に必ず毎年配布し周知を図るとともに、これらに従って漁獲しているか否かを当組合が選任する漁業権管理委員をはじめ、当組合の組合員同士で監視、牽制している。このため、共同漁業権行使の承認を受けた組合員が漁獲したものについては明細書記載の漁獲対象種、漁獲方法の各基準を遵守して漁獲されたしじみといえる。

このことから、小川原湖地区卸売魚市場内において、入札前又は当組合が買い入れる前に当組合職員が出荷されたしじみを現物確認（通常は目視により確認するほか適宜フルイによる抜打ち検査も行う）するとともに、共同漁業権行使の承認を受けた組合員が漁獲したことの裏付けとなる生産者番号の札が付されていることを確認する。これにより、明細書に記載の生産の方法の各基準（漁獲対象種、漁獲方法、出荷規格、最終製品の形態）を遵守して漁獲、出荷されたしじみであることを確認する。また、

確認の結果について出荷日ごとにとりまとめ、「受託品受入集計表（蜆）」（別添１）及び「生産行程管理業務検査記録簿」（別添２）に記録する。

なお、明細書に記載の生産の方法の各基準について遵守されていないことが疑われる場合には、当組合は臨時に当該組合員に対する調査を実施し、その結果について「明細書適合性の確認時等における指導及び調査結果書」（別添３）に記録する。

6 明細書適合性の指導

- （１）当組合は明細書に記載の生産の方法の各基準に従った生産が行われていない場合には、当該生産を行った組合員に対し、厳重注意をし、是正を求める。また、指導内容等について「明細書適合性の確認時等における指導及び調査結果書」に記録する。

なお、厳重注意を受けたにもかかわらずこれに従わない等の場合には、当組合は、当該組合員に対し、漁業法に基づく共同漁業権行使規則に基づき、共同漁業権行使の停止や漁獲物の没収（没収物は湖内に放流）、10万円を超えない額の過怠金等を課すことができる。

- （２）当組合は年に一回以上、共同漁業権行使の承認を受けた組合員に対ししじみ漁業の方法や制限を示した書面等を配布し、周知を図るとともに、講習会等の機会を設け、これらの組合員に対し明細書に記載の生産の方法の各基準を遵守するよう指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

当組合は前記５の確認の際に、明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしたしじみについてのみ「小川原湖産大和しじみ」又は「Lake Ogawara Brackish Water Clam」（以下「小川原湖産大和しじみ」と称する。）及び登録標章が使用（出荷されたしじみに付される生産者番号の札に表示）されているか、また、以下のしじみがあるか否かを確認し、その結果を出荷日毎に取りまとめ、「生産行程管理業務検査記録簿」に記録する。

- ① 明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしていないしじみであるにもかかわらず、地理的表示である「小川原湖産大和しじみ」が使用されているしじみ
- ② 地理的表示である「小川原湖産大和しじみ」のみが使用されているしじみ
- ③ 登録標章のみが使用されているしじみ
- ④ 地理的表示である「小川原湖産大和しじみ」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているしじみ

8 地理的表示等の使用の指導

- （１）当組合は前記７の確認の際に、以下に該当する場合は、当該組合員に対し厳重注意をし、是正を求めるとともに、「小川原湖産大和しじみ」の取扱を停止する。

- ① 明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしていないしじみであるにもかかわらず、地理的表示である「小川原湖産大和しじみ」が使用されている場合
- ② 地理的表示である「小川原湖産大和しじみ」のみが使用されている場合
- ③ 登録標章のみが使用されている場合
- ④ 地理的表示である「小川原湖産大和しじみ」の類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

9 実績報告書の作成等

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
当組合が作成した検査記録（「生産行程管理業務検査記録簿」及び「明細書適合性の確認時等における指導及び調査結果書」）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

当組合は、前記 9 (2) において作成提出した書類に加え、「受託品受入集計表 (蜆)」及び「水揚げ金精算書 (控)」を、当組合の事務所 (青森県上北郡東北町旭北四丁目 31 番地 662) において、その提出から 5 年間保存するものとする。

Age Group	Percentage
18-24	10%
25-34	85%
35-44	35%
45-54	15%
55-64	10%
65-74	15%
75-84	10%
85+	10%

受託品受入集計表 (蜆)

小川原湖漁業協同組合

ページNo. 1

水揚年月日	操業者数	操業者内訳		摘 要
		完納	未完	

コード	品 名	荷 姿	数 量	単 価	金 額	結 果
10	蜆	L				高値均 安値均
20	蜆	2 L				高値均 安値均
30	蜆	3 L				高値均 安値均

合 計 (税抜き)			①
		消 費 税 ①× 8 %	②
		総合計 (税込み) ①+②	③
		手数料 (税抜き) ①× 5 %	④
		手数料消費税 ④× 8 %	⑤
		計 ④+⑤	⑥
		そ の 他 差 引	⑦
		差引精算額 ③-⑥-⑦	⑧

生産行程管理業務検査記録簿

検査日	平成 年 月 日	検査担当者	
出荷者数	名		
検査項目	項目	○で囲む ※否の場合は人数も記載	
	漁獲対象種・漁獲方法	合 ・ 否 (人)	
	出荷規格	合 ・ 否 (人)	
	(うち抜打ち検査実施件数)	(件数 人 うち合 人 ・ 否 人)	
	最終製品の形態	合 ・ 否 (人)	
	地理的表示	合 ・ 否 (人)	
検査日	平成 年 月 日	検査担当者	
出荷者数	名		
検査項目	項目	○で囲む ※否の場合は人数も記載	
	漁獲対象種・漁獲方法	合 ・ 否 (人)	
	出荷規格	合 ・ 否 (人)	
	(うち抜打ち検査実施件数)	(件数 人 うち合 人 ・ 否 人)	
	最終製品の形態	合 ・ 否 (人)	
	地理的表示	合 ・ 否 (人)	
検査日	平成 年 月 日	検査担当者	
出荷者数	名		
検査項目	項目	○で囲む ※否の場合は人数も記載	
	漁獲対象種・漁獲方法	合 ・ 否 (人)	
	出荷規格	合 ・ 否 (人)	
	(うち抜打ち検査実施件数)	(件数 人 うち合 人 ・ 否 人)	
	最終製品の形態	合 ・ 否 (人)	
	地理的表示	合 ・ 否 (人)	
検査日	平成 年 月 日		
出荷者数	名		
検査項目	項目	○で囲む ※否の場合は人数も記載	
	漁獲対象種・漁獲方法	合 ・ 否 (人)	
	出荷規格	合 ・ 否 (人)	
	(うち抜打ち検査実施件数)	(件数 人 うち合 人 ・ 否 人)	
	最終製品の形態	合 ・ 否 (人)	
	地理的表示	合 ・ 否 (人)	

別添3

明細書適合性の確認時等における指導及び調査結果書

1. 違反発生日

2. 違反内容

3. 組合の指導内容

4. 指導に対する結果